

平成 18 年 4 月 27 日

各 位

三井金属鉱業株式会社   
東京都品川区大崎 1-11-1  
コード番号 5706 東証(第 1 部)  
代表者 代表取締役社長 榎原 紘  
お問い合わせ先  
広報室長 桜井 若葉  
電話 03-5437-8028

### 定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 27 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 81 期定時株主総会に下記のとおり定款の変更を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることなどに伴い、以下の理由により定款の変更を行うものであります。

- (1) 「会社法」施行の経過措置の規定に対応するため、第 4 条(機関)、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (2) 単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 当社の株主総会は東京都において招集することを明らかにするため、第 15 条(招集地)を新設するものであります。
- (4) 株主総会参考書類、事業報告等の記載事項について、インターネットによりこれらを開示することができるよう第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の決議の目的である事項について、議決権を有する取締役全員が賛成し、監査役全員が異議を述べなかつ

たときは、取締役会を開催せずに書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう第 26 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

- ( 6 ) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定ならびに社外取締役、社外監査役の招聘を容易にするため、社外取締役、社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として第 27 条（取締役の責任免除）、第 32 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。ただし、第 27 条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員一致による監査役会の決議を得ています。
- ( 7 ) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正およびこれらに伴う条数の変更など、全般にわたって所要の変更を行なうものであります。

## 2 . 変更の内容

別紙のとおり。（下線部変更箇所）

以 上

## 第81期定時株主総会 定款一部変更案(下線部変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、1,944百万株とする。但し、株式の消却が行われたときは、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数及び1単元の株式の数に満たない株式に係る株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,944百万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株式に係る株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第 9 条 株式の名義書換その他当社の株式に関する<u>取扱及びその手数料</u>については法令又は定款に定めるところの外、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>( 基準日 )</p> <p>第 10 条 当社は、<u>毎決算期末現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主( 実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算</p>	<p>( 单元未満株式についての権利 )</p> <p>第 10 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する<u>取扱い及びその手数料</u>については法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>
--	--

期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要ある場合には、あらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とすることができる。

### 第 3 章 株主総会

<新 設>

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

<新 設>

<新 設>

現行定款第 14 条を第 17 条に移行

### 第 3 章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招 集)

第 14 条 〔現行どおり〕

(招集地)

第 15 条 当会社の株主総会は、東京都において招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議 長)

第 17 条 〔現行どおり〕

<p>(決 議)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、<u>出席した株主の議決権の過半数により決する。</u></p> <p>2 商法第 343 条に定める<u>特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数により決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、<u>当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(議 長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は、取締役会長又は社長が、これに当る。取締役会長及び社長がいずれもさしつかえあるときは、他の取締役が、これに当る。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 15 条 当会社の取締役は、21 名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 16 条 <u>取締役を選任する株主総会には、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(決 議)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、<u>法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><u>現行定款第 14 条を第 17 条に移行</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 〔現状どおり〕</p> <p>(選 任)</p> <p>第 21 条 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
--	--

第 81 期定時株主総会 定款一部変更案(下線部変更箇所)

<p>(任 期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。但し、取締役の一部を選任したときは、その任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 18 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 2 日前までに発する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 19 条 当会社には、社長 1 名を置く。必要に応じ、取締役会長 1 名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各々若干名を置くことができる。</p> <p>2 取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役のうちから、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議により会社の業務を執行する。</u></p> <p><u>現行定款第 18 条を第 25 条に移行</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>取締役の一部を選任したときは、その任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>現行定款第 18 条を第 25 条に移行</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 〔現行どおり〕</p> <p>2 取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 <u>代表取締役は、取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役のうちから、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 25 条 〔現行どおり〕</p>
--	--

<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数) 第 21 条 当社の監査役は、7 名以内とする。</p> <p>(選 任) 第 22 条 監査役を選任する株主総会には、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(任 期) 第 23 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。但し、補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数) 第 28 条 [現行どおり]</p> <p>(選 任) 第 29 条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査</u></p>
---	--

<p>(監査役会の招集) 第 24 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 2 日前までに発する。</p> <p>(常勤の監査役) 第 25 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第 6 章 相談役及び顧問 (相談役及び顧問) 第 26 条 当会社には、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</p> <p>第 7 章 計 算 (決算期) 第 27 条 当会社の決算期は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第 31 条 [現行どおり]</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(監査役の責任免除) 第 32 条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 6 章 相談役及び顧問 (相談役及び顧問) 第 33 条 当会社には、取締役会の決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</p> <p>第 7 章 計 算 &lt;削 除&gt;</p> <p>(事業年度) 第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日か</p>
--	--

第 81 期定時株主総会 定款一部変更案(下線部変更箇所)

<p>(利益配当)</p> <p>第 28 条 <u>利益配当金は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第 30 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>ら翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--